

独立行政法人国立美術館の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立美術館が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とする我が国の唯一の国立の美術館であり、美術振興の中心的拠点として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していく。

このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館の5館（以下「各館」という。）を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品（以下「美術作品」という。）その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。

また、生涯学習の推進や、国際文化交流の振興に積極的に取り組むとともに、我が国における美術館のナショナルセンターとしての役割を果たしていく。

なお、各館の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立近代美術館)

本館、工芸館、フィルムセンターから成る同美術館は、近・現代の美術、工芸、映画に関する作品その他の資料を収集・保管し、鑑賞機会を提供して、あわせてこれに関連する調査研究及び各種事業を行う。フィルムセンターは、我が国における映画文化振興の中核として、映画に関する保存・上映・研究活動を総合的に展開する。

(京都国立近代美術館)

近・現代の美術及び工芸に関する作品その他の資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立西洋美術館)

昭和30年10月8日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品（松方コレクション）並びに西洋美術に関する作品及び資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれらに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立新美術館)

全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援することにより、我が国の美術創造活動の活性化の推進に取り組む。

また、国内外の美術や美術展に関する情報・資料の収集・保存・情報提供を行うとともに、日本の美術情報を積極的に海外に発信する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開

(1) 多様な鑑賞機会の提供

①-1 中期目標で示された学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、国立美術館ならではの多様な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、各館において魅力ある質の高い所蔵作品展・企画展及び企画上映を実施する。

①-2 所蔵作品展は、各館におけるコレクションの充実を図りつつ、その特色を十分に発揮したものとする。また、最新の研究結果を基に、美術に関する理解の促進に寄与することを目指すとともに、所蔵作品の鑑賞・理解に資するため作品の展示替えに加え、小企画展・テーマ展などを開催する。

①-3 企画展は、積年の研究成果に基づき、時宜を得たものを企画し、学術水準の向上に寄与するとともに、利用者のニーズに対応しつつ、次の観点に留意して実施する。また、入館者数を念頭においた展覧会のみならず、新しい視点・観点を提示する展覧会をも提供する。

(イ) 国際的視野に立ち、アジア諸地域を含め海外の主要美術館と連携し、確固たる評価を得ている世界の美術を紹介するとともに、我が国の作家や芸術的動向を海外に紹介する展覧会等に積極的に取り組む。

(ロ) 展覧会テーマの設定や他の芸術文化との連携による展示方法等について方向性を提示することに取り組む。

(ハ) メディアアート、アニメ、建築など我が国が世界から注目される新しい領域の芸術表現を積極的に取り上げ、最先端の現代美術への関心を促す。

(ニ) 過去の埋もれていた作家・作品・動向の発見や再評価に取り組む。

なお、企画展の開催回数は概ね以下のとおりとする。

(東京国立近代美術館)

本館 年4～6回程度

工芸館 年2～3回程度

フィルムセンター 年15回程度(展覧会を含む)

(京都国立近代美術館)

年4～6回程度

(国立西洋美術館)

年3回程度

(国立国際美術館)

年5回～6回程度

(国立新美術館)

年5～6回程度(公募展を除く。)

- ①-4 展覧会を開催するにあたっては、実施目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、専門家等からの意見を聞くとともに、入館者に対するアンケート調査を実施し、そのニーズや満足度を分析し、それらを展覧会に反映させることにより、常に魅力あるものとなるよう取り組む。
- ①-5 5館共同企画展「陰影礼讃—国立美術館コレクションによる—」(平成22年9月開催)の成果を踏まえ、今後の各館連携を引き続き推進する。
- ② 公立美術館等のニーズ等を十分踏まえ、国立美術館が所蔵する美術作品及びそれに関する調査研究の成果を活用して、地方巡回展を積極的に開催する。
また、あわせて当該地方巡回展に関連する講演会又はシンポジウムを開催することにより、ナショナルセンターとして地域における鑑賞機会の充実と美術の普及に資する。
このほか、公立文化施設等と連携協力して、所蔵映画フィルムによる優秀映画鑑賞会を実施する。
- ③ 入館者数については、展覧会ごとに実施目的、想定する入館者層、実施内容、学術的意義、良好な観覧環境の確保、広報活動、過去の入館者等の状況等を踏まえて、国立美術館としてふさわしい入館者数の目標を設定し、その達成に取り組む。
- ④ 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用した上映、展示等の活動に積極的に取り組む。

(2) 美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化に資する。

また、メディアアート、アニメ、建築など世界から注目される新しい芸術表現の国内外に向けた拠点的な役割を果たすことを目指し、その取組みを積極的に進める。

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国立美術館として美術に関する情報の拠点としての機能を向上させるため、国立美術館及び各館のホームページの充実のほか、所蔵作品に関する情報や展覧会活動、その他の活動状況を、情報通信技術を活用して積極的に広く社会に紹介し、国立美

術館についての理解を得るよう取り組む。

また、国内外の美術に関する情報の収集・提供・利用の促進に取り組むとともに、国立美術館が保有する所蔵作品情報等について、関係機関と連携協力し、検索できる環境を構築する。

- ① ICT（情報通信技術）を活用した展覧会情報や調査研究成果などの公表等の積極的な情報発信やホームページの充実を図り、ホームページのアクセス件数の年間の平均が、前中期目標期間の年間平均を上回る実績となるよう取り組む
- ②-1 美術史その他の関連諸学に関する基礎資料、国内外の美術館や展覧会に関する情報及び資料を収集し、展覧会活動の推進に役立てるとともに、図書室等において芸術文化に関する情報サービスを広く提供し、その利用者数が前中期目標期間の年間平均（新規開館により利用者が著しく増加した年度の実績を除く）を上回るよう取り組む。
- ②-2 所蔵作品データ、所蔵資料データのデジタル化を一層推進し、ネットワークを通じてより良質で多様なコンテンツの提供を進める。特に、各館におけるナショナルコレクションを広く周知するため、所蔵作品総合検索システムの充実を図ることとし、各年度末における掲載作品数（全所蔵作品数に占める掲載件数）の割合が、前中期目標期間の年間平均を上回るよう取り組む。
- ②-3 国立美術館全体の機能として、ネットワーク共有を前提とするIDC（インフォメーションデータセンター）を確立し、美術館における情報技術の活用策を積極的に開発しながら、その知見を広く共有化することに取り組む。

（4）国民の美的感性の育成

- ① 国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえ、学校や社会教育施設等との連携強化により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供し、各館の年間の平均参加者数が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るよう、それらの参加者数の増加に積極的に取り組む。
- ② ボランティアや支援団体の育成と相互協力による教育普及事業の充実を図る。また、ボランティアの参加人数及び活動日数の増加に積極的に取り組む。
- ③ 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用し、児童生徒を対象とした「こども映画館」の開催やジュニアセルフガイドの作成など教育普及活動に積極的に取り組む。

（5）調査研究成果の反映

各館の役割・任務に従い、展覧会開催のための調査研究、教育普及活動のための調査研究、情報の収集・提供のための調査研究等を、外部資金の活用を含めて計画的に実施し、これらの成果を確実に美術館活動に反映させる。なお、実施に当たっては、国内外の博物館・美術館及び大学等の機関との連携協力を図り、調査研究成

果の共有を図る。

(6) 快適な観覧環境の提供

- ①-1 高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な鑑賞環境の形成のために展示方法・外国語表示・動線等の改善、施設整備の計画的な実施に取り組む。
- ①-2 展示や解説パネルを工夫するとともに、音声ガイド等を導入するなど、鑑賞しやすさ、理解のしやすさに取り組む。
- ② 入館者を対象とする満足度調査を定期的実施し、入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善に取り組む。
- ③ 入館者にとって快適な空間となるよう、利用者ニーズを踏まえてミュージアムショップやレストラン等の充実を図る。

2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

(1)-1 国民に対して多様な鑑賞機会を提供するとともに、国内外の美術館活動の活性化に資するため、各種制度を有効に活用し、ナショナルコレクションの形成を図る。その際の各館の役割・任務に沿った収集方針は、次に掲げるとおりとし、その収集方針に沿って、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の蓄積を図る。

なお、美術作品の収集に当たっては、その美術史的価値や意義等についての外部有識者の意見等を踏まえ、適宜適切な購入を図る。

また、収集活動を適時適切に行うために、美術作品の動向に関する情報の入手と機動性の向上に取り組む。

(東京国立近代美術館)

近・現代の絵画、版画・水彩・素描、彫刻、写真等の作品、工芸作品、デザイン作品、映画フィルム等を収集する。

美術・工芸に関しては近代美術全般の歴史的な所蔵作品の展示が可能となるように、歴史的価値を有する作品・資料を収集する。

また、映画フィルム等については、残存するフィルムの収集に取り組むとともに積極的に復元を図る。

(京都国立近代美術館)

近代美術史における重要な美術作品など、近・現代の美術・工芸・写真・デザイン作品等を収集する。

その際、京都を中心とする関西ないし西日本に重点を置き、地域性に立脚した所蔵作品の充実を図る。

(国立西洋美術館)

中世末期から20世紀初頭に至る西洋美術の流れの概観が可能となるように、

松方コレクションを中心とした近代フランス美術の充実、近世ヨーロッパ絵画の充実及びヨーロッパ版画の系統的収集を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために、国際的な交流が極めて盛んになった1945年以降の国内外の美術並びに同時代の先端的な美術を中心に、総合的な影響関係を踏まえつつ、体系的に収集する。

(1)-2 所蔵作品の体系的・通史的なバランスの観点から欠けている部分を中心に、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用に努める。

(1)-3 各館の収集方針に則しつつ、緊密な情報交換と連携を図りながら、国立美術館全体のコレクションの充実を図る。

(2)-1 国民共有の貴重な財産である美術作品を永く後世に伝えるとともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化への対応に積極的に取り組む。その際、各館における対策はもとより、抜本的な改善に向けた今後の方策として、各館で横断的に活用が可能な形態や方法についても、既存の施設との連携を図りながら、地元自治体や関係機関の協力を得て検討を進める。

(2)-2 環境整備及び管理技術の向上に取り組むとともに、展示作品の防災対策の推進・充実を図る。

(3) 修理・修復に関しては、各館の連携を図りつつ、外部の保存科学の専門家等とも連携して、所蔵作品の保存状況を確実に把握し、修理・修復の計画的実施に取り組む。

(4) 各館の方針に従い、所蔵作品や関連する館外の美術品及び保管・修理に関する調査研究を計画的に行い、その成果を業務に反映させる。なお、実施に当たっては、国内外の博物館・美術館等及び大学等の機関とも連携を図る。

3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

(1) 所蔵作品等に関する調査研究の成果を研究紀要、学術雑誌、展覧会に関わる刊行物、学会及びインターネット等を活用して広く発信する。また、各種セミナーやシンポジウムを開催する。

(2)-1 国内外の優れた研究者を招聘しシンポジウムを開催するなど、美術館活動に対

する示唆が得られるよう取り組むとともに、人的ネットワークの構築を推進する。

- (2)-2 海外の美術館において、我が国の優れた作家や美術作品を世界に広く紹介する展覧会が活発に行われるよう、海外の美術館との連携・協力を積極的に取り組む。
- (3) 国内外の美術館及びフィルム・アーカイブ等と保存・修復に関する情報交換を図りながら、修復・保存活動の充実に取り組む。
- (4) 所蔵作品については、その保存状況や各館における展示計画等を勘案しつつ、国内外の美術館・博物館その他これに類する施設に対し、貸与等を積極的に行う。
- (5)-1 美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、全国の小・中学校等や公私立美術館における教育普及活動の充実に資するプログラムの開発・実施を行うとともに、前中期目標期間に作成した教材の普及に取り組む。
- (5)-2 全国の小・中学校等における鑑賞教育や、全国の美術館における教育普及活動の活性化を図るため、指導にあたる人材の育成を目指した全国レベルの教員、学芸員等の研修を実施する。
- (6) 大学院生等を対象としたインターンシップ等の事業を進め、今後の美術館活動を担う中核的人材を育成する。
- (7) 全国の美術館等の運営に対する援助、助言を適時行うとともに、企画展の共同主催やそれに伴う共同研究及びその他の研修制度を通じて、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に取り組む。なお、学芸担当職員を対象とした研修制度については、当該館のニーズや実態等を十分に踏まえるとともに、これまでの実施方法等を含め、平成23年度中に見直しのための幅広い検討を行い、その結果に基づき、平成24年度から実施する。
- (8)-1 フィルムセンターは我が国の映画文化振興の中核的機関として、国際フィルム・アーカイブ連盟（F I A F）の正会員として、引き続き国際的な事業等に取り組み、「所蔵映画フィルム検索システム」を拡充する等、各種情報の収集・発信を行う。さらに、映画団体が行う映画資料の保存に関するプロジェクトや大学等が行う映画フィルム調査等の各種取組について連携・調整の役割を積極的に果たすため、当該団体等との連絡会議を年に3回程度主宰する。
- (8)-2 フィルムセンターが、より機動的かつ柔軟な運営を行うため、東京国立近代美

術館の映画部門から、各館とならぶ独立した一館となることを引き続き検討する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

収蔵品の安全性の確保、快適な観覧環境の提供、入館者サービスの充実及びその他業務の質の向上を考慮しつつ、業務運営全般について、次の取組を行い、事務及び事業の改善を図る。

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費については5%以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費、美術作品修復費、土地借料等の特殊要因経費はその対象としない。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

具体的には下記の措置を講ずる。

(ア) 情報通信技術を活用した業務の効率化

(イ) 使用資源の削減

- ・省エネルギー（エネルギー使用量を5年計画中に5%削減）
- ・廃棄物減量化
- ・リサイクルの推進

2 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準とともに業務の特殊性を十分考慮し、対国家公務員指数の抑制を図り、各年度における対年齢・地域・学歴勘案の指数が引き続き100以下となるように取り組むとともに、対年齢勘案の指数についても100以下となるように努め、その結果について検証を行い、検証結果や取組状況を公表する。

また、これまでの人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、平成24年度以降は、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、取り組むこととする。ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分及び競争的資金により雇用される任期付職員に係る人件費については本人件費改革の削減対象より除く。

なお、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費は含まない。

3 契約の点検・見直し

(1) 業務運営の効率化を図るため、美術作品の購入など随意契約が真にやむを得ないものを除き、契約については引き続き競争性のあるものへ移行する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているか等の観点から点検し、見直しを行う。

(2) 施設の管理・運営（展示事業の企画等を除く。）については、既に東京国立近代美術館（本館及び工芸館）で実施している民間競争入札の検証結果等を踏まえ、

当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。

(3) 施設内店舗の賃貸については、現契約終了の同意を得たうえで、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意し、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争の導入を含めたより良い方途の検討を行い、順次措置する。

4 保有資産の有効利用

保有する美術館施設等の資産については、利用実態を把握し、保有の目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する。

5 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 組織を構成する人員・美術館施設及び国から交付される運営費交付金等を有効に活用し、常に健全で適正かつ堅実な管理運営環境を確保できるよう、理事長のマネジメントの強化や監査機能の充実について検討を行いつつ、その結果を逐次運営管理に反映させるなど内部統制の充実・強化を図る。

(2) 外部有識者で構成する外部評価委員会を年1回以上開催し、当該委員会において、国立美術館の目標等を踏まえ、年度ごとに業務の実績に関する評価を実施する。また、評価結果については、公表するとともに、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。

(3) 保有する情報については、国民が適正な情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報を充実させるなど、必要な措置を講じて、適切に情報を開示する。また、保有する情報の安全性向上のために、必要な管理体制の整備を図るとともに、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報・電子化に取り組むなど、情報セキュリティ対策を推進する。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、自己収入を積極的に確保することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

自己収入については、入場料収入等の増額を目指す。

また、外部資金については、寄附金や企業からの支援（協賛金等）の獲得のほか「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。

なお、管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に取り組む。

1 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、15億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の経費等に充てる。

- 1 美術作品の購入・修理
- 2 展覧会の充実
- 3 調査研究事業の充実
- 4 情報・資料の収集等事業の充実
- 5 講演会・出版その他教育普及事業の充実
- 6 研修事業の充実
- 7 入館者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応のための施設・設備の充実

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画（別紙4）

(1) 施設・設備の老朽化への対応、入館者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

(2) 国立新美術館の管理運営を適切に実施するため、用地（未購入の土地）について、施設・設備に関する計画に基づき、予算措置に応じて購入を進める。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度の検討を引き続き行う。
- ② 人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用する。

(2) 人員に係る指標

給与水準の適正化等を図りつつ、業務内容を踏まえた適切な人員配置等を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込額 4, 729百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、国立美術館の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前中期目標期間の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理に充当する。

別紙1 予算(中期計画の予算)

平成23年度～平成27年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	28,093
展示事業等収入	5,327
施設整備費補助金	37,023
計	70,443
支 出	
運営事業費	33,420
管理部門経費	8,005
うち人件費	1,466
うち一般管理費	6,539
事業部門経費	25,415
うち人件費	4,008
うち展覧事業費	16,540
うち調査研究事業費	1,143
うち教育普及事業費	3,724
施設整備費	37,023
計	70,443

[人件費の見積り]

期間中総額 4,729百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) + \varepsilon(y) - E(y)$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊要因経費。以下の経費。

- ・新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であつて、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
- ・退職手当及び土地借料。毎事業年度に想定される全額。
- ・美術作品購入費及び美術作品修復費。平成22年度における当該経費の見積り額。

○業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数})$$

P(y)：当該事業年度における業務部門人件費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

- α ：効率化係数（業務部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当は、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

○業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \theta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

R(y)：当該事業年度における業務経費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

- β ：効率化係数（業務経費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- θ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ ：業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における美術作品購入費及び美術作品修復費は、平成22年度における当該経費の見積り額と同額を運営費交付金に加算する。

○管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費（ P_k ）については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

$P_k(y)$: 当該事業年度における管理部門人件費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

$P_k(y-1)$ は直前の事業年度における $P_k(y)$ 。

δ : 効率化係数（管理部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当は、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

○一般管理費

毎事業年度の一般管理費（ R_k ）については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$R_k(y)$: 当該事業年度における一般管理費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

$R_k(y-1)$ は直前の事業年度における $R_k(y)$ 。

π : 効率化係数（一般管理費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における土地借料は、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

○自己収入

毎事業年度の自己収入（受託収入等を除く。）（ E ）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数}) \times \lambda (\text{係数})$$

$E(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

μ : 収入政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入へ影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、特殊要因経費を除いて、平成22年度予算額を基準額として、

中期計画期間中に、人件費（業務部門人件費△1.030%、管理部門人件費△1.360%（平成23年度のみ）、一般管理費物件費（△15%）、業務経費物件費（△5%）として試算。

- ・人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）として試算。
- ・ θ （消費者物価指数）は勘案せず、 γ （業務政策係数）を一律1（±0%）として試算。
- ・退職手当及び土地借料については、各事業年度に想定される全額を試算。
- ・美術作品購入費及び美術作品修復費については、各事業年度に平成22年度における当該経費の見積り額を試算。
- ・自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は平成23年度予算額を基準として各事業年度一律1%の増額、 λ （収入調整係数）は一律1（±0%）として試算。
- ・施設整備費補助金については、平成23年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

別紙2 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,425
經常経費	28,425
管理部門経費	7,794
うち人件費	1,466
うち一般管理費	6,328
事業部門経費	19,824
うち人件費	4,008
うち展覧事業費	11,073
うち調査研究事業費	1,093
うち教育普及事業費	3,650
減価償却費	807
収益の部	28,425
運営費交付金収益	22,291
展示事業等の収入	5,327
資産見返運営費交付金戻入	732
資産見返寄附金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	69

別紙3 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,443
業務活動による支出	32,984
投資活動による支出	37,459
資金収入	70,443
業務活動による収入	33,420
運営費交付金による収入	28,093
展示事業等による収入	5,327
投資活動による収入	37,023
施設整備費補助金による収入	37,023

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (単位:百万円)	財 源
国立美術館施設設備整備	3,982	施設整備費補助金
国立新美術館土地購入費	33,041	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。